

令和7～8年度 鎌倉市公共施設再編計画見直し支援業務委託 仕様書

1 業務名

令和7～8年度鎌倉市公共施設再編計画見直し支援業務委託

2 履行期間

契約締結日（令和7年（2025年）8月末を予定）から令和9年（2027年）3月31日まで

3 業務の目的

鎌倉市では、公共施設マネジメントを推進するため、平成27年（2015年）3月に約130の施設を対象とした「鎌倉市公共施設再編計画」（以下「再編計画」という。）を策定した。その後、平成28年（2016年）3月には、社会基盤施設（＝インフラストラクチャー、以下「インフラ」という。）のマネジメント計画である「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」（以下「インフラマネジメント計画」という。）を策定し、同時期に再編計画とインフラマネジメント計画を総括する「鎌倉市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

再編計画は、令和6年（2024年）3月に、施設データの更新や関連計画の内容の反映を中心とした改訂を行ったところであるが、令和8年（2026年）3月に中期計画期間が終了することから、計画を着実に推進するため、将来の公共施設のあり方や財政推計などを整理し、マネジメントの取組方針や個別施設の再編方針の見直しを行うこととした。

本業務は、再編計画の見直し作業を支援することに加え、見直し後の再編計画及び令和8年（2026年）3月に予定されているインフラマネジメント計画の見直し後の内容を踏まえた総合管理計画の改訂作業を支援するものである。

さらに、再編計画の内容を市民へ周知するための支援を行い、公共施設マネジメントを計画的かつ円滑に推進することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 再編計画の見直し作業支援

第4次鎌倉市総合計画（令和8年度（2026年度）を初年度として策定予定）をはじめとする本市の関連行政計画を踏まえ、将来的な公共施設のあり方などを再整理した上で、公共施設マネジメントの方針や個別施設の再編方針等の見直しを行う。

作業にあたっては、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」などの資料（以下「総務省指針等」という。）を参考にすること。

ア 再編計画のエビデンス（施設データの更新及び進捗）等の整理

令和6年（2024年）3月改訂版のデータ（資料編含む）を、中期計画が終了する令和8年3月末時点のデータに更新し、再編計画策定時からこれまでの進捗を整理・分析し、評価を行う。作業にあたっては、次の事項を考慮すること。

(ア) 再編計画の基礎データを収集するため、各施設の所管課等に照会するための帳票と、集計するための帳票を作成する。帳票には、入力及び集計の作業手順を分かりやすく記載すること。なお、施設データの収集は本市が行う。

(イ) 本市が実施する各施設の所管課等へのヒアリングに同席すること。回数は、約20課×2回を想定している。

(ウ) 将来の財政推計を整理すること。

(エ) 再編計画のほか、総務省指針等に応示されたPDCAサイクルを参考にすること。

(オ) 再編計画の進捗を整理する際には、チェックが容易で、進捗状況の周知に利用できるアウトプット（見える化された資料）が得られるなど、理解しやすい方法を用いること。

イ 公共施設の再編方針等の見直し

今後、計画の着実な推進を図るため、公共施設の再編方針（3章）及び公共施設の再編方法（4章）の見直しを行う。あわせて、計画の推進（5章）について必要な事項の見直しも行う。作業にあたっては、次の事項を考慮すること。

(ア) 市民意見や委員会での議論を反映し、再編方針等の見直しを検討すること。検討は、人口推計や財政推計、施設データ等に基づき、実行力のある効果的な計画となるよう「EBPM」の手法等を参考にすること。

(イ) 将来における公共サービスのあり方、公共施設の役割（地域コミュニティ、居場所としてのあり方を含む）、再編方針の大きな方向性等について、市民意見を可能な限り広く、より効果的な方法で収集すること。

(ウ) 公共施設マネジメントに関する理解度等を測るために、WEBアンケート調査を行い、本市における公共施設再編に関する市民意識を分析すること。

(エ) 4（1）アで整理した財政推計等に基づき、公共施設マネジメントにおける数値目標の設定を検討すること。

(オ) 見直し内容に基づき、将来の更新コストの試算を行うこと。その際、算出に必要な単価等については、本市の実績や事例をもとに、本市と協議のうえで設定すること。

ウ 委員会の運営支援

学識経験者等で構成する再編計画の見直しの審議等を行う委員会について、委員会の運営支援、資料作成、記録作成等を行う。

(ア) 委員会は、5回の開催を前提とする。

(イ) オンライン等により開催する場合は、必要なツールを提供すること。

(ウ) 委員会に必要な資料は、原則として委員会開催日の2週間前までに、事務局に電子データを提出すること。

(2) 総合管理計画改訂作業支援

4（1）の見直し後の再編計画及び令和8年（2026年）3月に予定されているインフラマネジメント計画の見直し後の内容を反映し、総合管理計画として取りまとめること。その際、インフラマネジメント計画の取りまとめを担当する都市整備部都市整備総務課との協議の支援も行うこと。また、作業にあたっては、総務省指針等を参考にすること。

(3) 市民周知

再編計画のエビデンスやアンケート結果、見直し内容等を市民に周知するための資料を作成すること。周知内容と周知方法については、より多くの市民に効果的に周知できる手法（SNSの活用や説明動画の作成等）を検討し、作成すること。なお、周知資料は、本市で編集作業が可能な汎用性のある

ファイル形式で作成すること。

(4) パブリックコメント対応

再編計画の素案作成後に実施するパブリックコメントについて、寄せられた意見に対する回答素案を作成する。

5 実施方法及び留意事項

(1) 受注者は、本市の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野で高度な専門技術を有する者を随時、適切に配置し、本業務に当たるとともに、良質かつ安定した支援を契約期間中継続的に提供するものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施にあたり、所定の条件を踏まえ、関係法令、関連条例等の遵守を徹底すること。

(3) 本業務に関する本市との打合せは、随時、本市庁舎内で行う。ただし、本市が認めた場合は、オンライン会議や電話・電子メール等での連絡、報告も可能とする。

(4) 打合せ、打合せ記録

ア 受注者は、本業務の履行に際して本市と打合せを行うこと。

イ 打合せは、月1回程度行うこと。

ウ 打合せの内容によっては、オンライン会議も可能とする。その際、本市で利用可能な会議ツールは、受注者の負担で用意すること。

(5) 各回の打合せ次第や資料、打合せ記録（要旨）等は受注者が作成すること。

(6) 成果物及び本業務の履行に必要な書類はカラーで作成し、濃淡の調整やハッチング等を用いるなど、白黒で複写した際にも分かりやすい表現となるよう留意すること。

(7) 成果物は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、計量単位は計量法に定めるものを使用するとともに、公開を前提に写真、イメージ図、グラフ、事例等を用いて分かりやすく作成すること。

(8) 成果物には、引用元や出典を明記し、業務報告書やそのバックデータは、計算過程も明記すること。

(9) 現在の再編計画からの改訂内容（修正・追記等）に関する新旧対照表を作成し、箇所・内容・理由（根拠）等を整理すること。

(10) 業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果物については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。

6 成果物

本業務において納品する成果物は、以下のとおりとする。

(1) 再編計画の見直し版及び総合管理計画の改訂版

本業務の成果を基に、再編計画の見直し版及び総合管理計画の改訂版を案として取りまとめ、新旧対照表を含めて、ファイル綴（A4判）にして1部提出すること。なお、本市ホームページへの掲載など、公表を前提に作成し、公表によって著作権等の権利を侵害する情報は含めないこと。

また、再編計画の見直し版及び総合管理計画の改訂版を冊子としてカラー印刷し、それぞれ100部提出すること。

(2) 業務履行報告書

実施した業務について業務履行報告書を作成し、本市に提出した全ての資料（上記(1)の成果物、打合せ記録、打合せ資料、バックデータ等）と、その他本市が必要と認める資料をまとめ、パイプ式ファイル又はDリングファイル綴（A4判）にして1部提出すること。

(3) 上記成果物の電子データ

本業務の成果に関するデータを Windows 対応の DVD-R 等に格納し2部提出すること（業務履行報告書のファイルに綴じ込む）。データは、直接印刷可能な解像度の完成原稿の形（PDF）でも格納すること。また、編集可能なデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）で原稿、その添付図（グラフ・図形・写真等）、バックデータ、参考資料、引用資料等一式を整理して格納すること。

7 成果物提出場所

鎌倉市総務部公的不動産活用課

鎌倉市御成町18 番10 号 鎌倉市役所本庁舎 2 階

図表 公共施設再編計画の対象施設（現状）（再編計画P.7関係）（参考）

施設分類				施設数
行政系 施設	(行政関連)	(1) 本庁舎・支所等	本庁舎、支所等	6
		(2) 消防施設	消防施設	8
市民利用 施設	(学校教育)	(3) 学校施設	小学校	16
			中学校	9
	(子ども・青少年)	(4) 子ども・青少年施設	青少年会館	2
			子どもひろば	17
			子どもの家	16
	(子育て関連)	(5) 子育て関連施設	保育園	4
			子育て支援センター	5
	(福祉関連)	(6) 福祉関連施設	福祉センター	1
			老人福祉センター	5
			在宅福祉サービスセンター	3
			その他福祉施設	3
	(社会教育関連)	(7) 生涯学習施設	生涯学習施設	7
		(8) 図書館	図書館	5
		(9) スポーツ施設	スポーツ施設	6
	(文化・芸術関連)	(10) 文化施設	鎌倉国宝館	1
			鎌倉文学館	1
			鎌倉芸術館	1
			その他文化施設	3
	(住宅関連)	(11) 市営住宅	市営住宅	10
	(その他)	—		0
合計				129

※1 複合施設（例：行政センター）は、それぞれの施設（行政センターの場合は、支所・図書館・生涯学習施設）でカウント

※2 表の内容や表現、施設数やその数え方は、再編計画等見直し作業の中で整理